

一般社団法人金武町軍用地地主会 役員選挙規程

第4条（被選挙権）

本会の役員に立候補する事ができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 沖縄本島内に所在する市町村に住所を有する者。
- (2) 選挙期日において満25歳以上満80歳未満の者。
- (3) 本会の会員であって、2事業年度連続して会費を完納している者。

2 役員に立候補しようとする者は、本会会員5名の推薦を受けなければならない。

3 前項の推薦人は次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 当該選挙において選挙権を有する会員であること。
- (2) 同一の役職について複数の候補者を推薦しないこと。
- (3) 推薦は、推薦人本人の署名により行うこと。

4 推薦人が5名に満たない場合には、当該立候補の届出は無効とする。

5 反社会的勢力に該当し、又はこれと関係を有する者は、候補者となることができない。